

掲示期間 4.15-4.24

新潟市告示第 392 号

新潟市海辺の森使用料徴収事務の委託について

新潟市海辺の森使用料徴収事務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、平成 31 年 4 月 1 日付けで特定非営利活動法人森の会に委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 15 日

新潟市長 中 原 八 一